

事 務 連 絡  
平成21年7月29日

各 位

各務原市健康福祉部高齢福祉課長

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について（通知）

日頃より、介護保険事業の推進に多大なご協力を賜り、深く御礼申し上げます。

さて、みだしの件については、4月17日付け老発0417001号厚生労働省老健局長通知により、実施しているところですが、4月1日以降に受理した新規申請及び区分変更申請者の更新申請に係る経過措置の取り扱いについて、国に確認しましたところ、「経過措置については保険者の判断により実施できる」との回答がありました。

つきましては、各務原市では、4月1日以降に受理した新規申請及び区分変更申請者の更新申請についても、当該経過措置を実施しますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

なお、経過措置は9月末に終わる見通しです。

健康福祉部高齢福祉課 介護認定係	
担当： 広瀬・金武	
TEL	058-383-1111（内線 2531） 058-383-1970（直通）
FAX	058-383-6365